

森之宮保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が保護者の方に説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 みおつくし福祉会
法人所在地	大阪市天王寺区東高津町 12-10 市立社会福祉センター内
電話番号	06-6765-5611
代表者氏名	理事長 田丸 卓嗣

2. 利用施設

施設種別	保育所
施設名称	森之宮保育園
施設所在地	大阪市城東区森之宮 2-1-47
連絡先	TEL: 06-6967-0212 FAX: 06-6967-6916
管理者	園長 山根 孝子
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	0歳児 ——— 12人 1歳児 ——— 24人 2歳児 ——— 26人 3歳児 ——— 30人 4歳児 ——— 30人 5歳児 ——— 32人
利用定員	満1歳未満の児童 ————— 8人 満1歳以上満3歳未満の児童 ————— 43人 満3歳以上の児童 ————— 89人
開設年月日	昭和52年5月1日
事業所番号	2710051003921

3. 施設の目的・運営方針

森之宮保育園（以下「当園」という。）は、次の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたっては入園する乳児及び幼児（以下「児童」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとします。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭と緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとします。
- (3) 当園は、児童の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとします。
- (4) 当園は、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号）」（以下「市条例」という。）その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとします。

4. 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地面積		1,076.03㎡
園舎	建物構造	鉄骨造 3階建
	延床面積	1,178.94㎡
園庭面積		243.50㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室	1	・0歳児室(さくらんぼ組 ほふく室含む)
保育室	5	・1歳児(みかん組) ・2歳児(いちご組) ・3歳児(ぶどう組) ・4歳児(りんご組) ・5歳児(れもん組)
調理室・調乳室	2	・調理室(2階) ・調乳室(1階)
事務室	1	
フリースペース	5	・こどもラウンジ ・大人ラウンジ ・ホール ・乳児フリースペース ・絵本コーナー

5. 提供する保育等の内容

当園は、「保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示117号）」（以下「保育指針」という。）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

「9. 保育を提供する時間」に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 延長保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係わる園児に対し、「9. 保育を提供する時間」に記載する規定する時間外において保育を提供します。

(3) 食事の提供

(4) その他保育に関わる行事等

6. 職種、員数及び職務内容(栄養士については別掲)

令和6年4月1日現在

職種	職務内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	職員及び業務の管理、法令等を遵守させるための指揮命令、児童を全体的に把握し、業務をつかさどる。	1	1		
主任 副主任	地域や利用乳幼児の保護者に対する子育て支援、施設長を補佐し、保育内容について保育士を統括する	1	1		
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う	27	22	5	
栄養士	児童の発達段階に応じ、献立を作成し、給食及びおやつを調理する	1	1		

職 種	職 務 内 容	員 数	常 勤	非常勤	備考
調理員	栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する	4	1	3	
嘱託医	年2回の内科検診、年1回の歯科検診、相談及び指導業務	2		2	
保健師	健康管理・怪我の処置・健康指導	1		1	

当園では、市条例の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

《役職種別勤務体系》

役 職 種	勤 務 体 系
園 長	正規の勤務時間帯 07:30～18:30
主任保育士	正規の勤務時間帯 07:30～18:30
副主任保育士	正規の勤務時間帯 07:30～18:30
保 育 士	正規の勤務時間帯 07:30～18:30
栄 養 士	正規の勤務時間帯 07:30～17:00
調 理 員	正規の勤務時間帯 07:30～17:00

《注 記》

- ・ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ・職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7. 保育を提供する日

保育を提供する日は月曜日から土曜日となります。ただし、年末年始（12月29日～1月3日）・1月4日（保護者のご理解を頂き休園とします）・祝祭日は休園となります。

なお、行事等によっては家庭での保育をお願いすることがあります。日程は事前にお知らせします。

8. 共同保育

当園は、以下の場合に共同保育を行う場合があります。

- ①土曜日や朝夕人数の少ない時間帯
- ②お盆・年末年始など自由登園期間
- ③家庭保育協力日
- ④連携施設「もりのこルーム」との共同保育

9. 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりです。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

- ・平 日 午前7時30分～午後6時30分
- ・土 曜 日 午前7時30分～午後6時30分

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている場合、午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。ただし、行事等によって保育時間が異なることがあります。その時は、事前にお知らせします（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている場合、午前8時から午後4時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。ただし、行事等によって保育時間が異なることがあります。その時は、事前にお知らせいたします(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において就労等の理由により保育が必要な場合は、午前7時30分から午前8時まで、または午後4時から午後6時30分までの範囲内で、延長保育を提供いたします(延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

10. 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園で調理を行います。

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、食事の提供を行います。なお、行事や厨房の清掃等によってお弁当のご協力をお願いすることがあります。

(3) 児童の年齢に応じて、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	09:45頃	11:30頃	14:30頃	
1歳児	10:00頃	11:30頃	15:00頃	
2歳児	10:00頃	11:30頃	15:00頃	
3歳児	-----	11:30頃	15:00頃	
4歳児	-----	11:45頃	15:00頃	
5歳児	-----	11:45頃	15:00頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

- ・除去食及び代替食に対応(医師の指示書が必要)
- ・食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況

職務内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	1	1		

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

11. 特別支援保育事業の取組状況

地域社会の中で、支援を要する子どもと共に育ち合うことを基本的な考え方として特別支援を行っています。

12. 連携保育園

(1) 連携施設概要

施設名	もりのこルーム
運営主体	社会福祉法人 みおつくし福祉会
所在地	大阪市城東区森之宮 2-9-106
電話番号	080-3501-0213

(2) 連携内容

- ① 集団保育を経験するための機会の提供
- ② 代替保育（連携施設職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供できない場合に代わって提供する保育をいう。）
- ③ 連携園の保育提供終了後（3歳児）の継続的な受け入れ

13. 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

(3) 実費徴収に係る補足給付事業

大阪市にお住いの生活保護世帯等（利用者負担額表における第一階層）の児童の保護者に対して、(2) に係る費用のうち教材費、被服費等について月額 2,500 円を上限に申請により助成されます。

14. 利用の開始に関する事項

城東区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

15. 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 2号認定こどもの支給認定保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 3号認定こどもの支給認定保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

16. 嘱託医当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関名	医療法人三和会 福田医院
院長または医師名	福田 吉彦
所在地	大阪市城東区鳴野東 2-12-2
電話番号	06-6961-3279

(2) 歯科

医療機関名	なかがわ歯科医院
院長または医師名	中川 新二
所在地	大阪市城東区中浜 3-16-24
電話番号	06-6962-1400

(3) 入園時及び少なくとも年に2回は児童に対して、内科検診を行います。また、1年に1回歯科検診を行い、その結果をお知らせします。

17. 緊急時の対応

- (1) 保育の提供を行っているときに、児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は近隣の病院・医師、児童の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとします。
- (2) 保育の提供により事故が発生した場合は、大阪市及び児童の保護者等に連絡するとともに、すみやかに必要な措置を講じるものとします。
- (3) 当園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、必要な措置を講じるものとします。
- (4) 児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、しかるべき賠償を行うものとします。

18. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「安全管理マニュアル」に基づき、対応します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機：有 ・非常警報装置：有 ・スプリンクラー：無 ・その他、カーテン・敷物・建具等の防災処理：有 ・誘導灯：有 ・非常用電源：無
避難・消火訓練	避難訓練は、毎月1回実施します。

19. 当園における警報発令、地震発生時等の対応について

暴風警報等発令時	<p>大阪市域に暴風警報または特別警報が発表された場合、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開園時刻までに発表された場合、原則として休園します。 ・開園後に発表された場合、発令された時点で休園します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。
<ul style="list-style-type: none"> ・大阪市が河川氾濫の「警戒レベル3（高齢者等避難）」以上発令 <p>気象庁が発表する「警戒レベル3相当」は含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高潮に関する大阪府から早めに避難の呼びかけがあった場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・開園時刻までに発令され、避難区域に該当した場合は休園します。 ・開園後に発令された場合、発令された時点で休園します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。
地震発生時	<p>大阪市内 24 区のうちのいずれか1区でも震度5弱以上を観測した場合、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開園時刻までに発生した場合、原則として休園します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・開園後に発生した場合、発生した時点で休園します。可能な限り速やかなお迎えをお願いします。 ・保育終了後に発生した場合、翌日は休園します。
津波警報・大津波警報発表に伴う避難指示発令	<p>津波警報・大津波警報発表により避難指示発令があった場合、次の避難指示該当区に所在する保育園では、次のとおり対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開園時刻までに発令された場合、原則として休園します。 ・開園後に発令された場合、安全な場所へ避難して安全を確保しますので、可能な限り速やかなお迎えをお願いします。 <p>【避難指示該当区】 北区・都島区・福島区・此花区・中央区・西区 港区・大正区・浪速区・西淀川区・淀川区・旭区 城東区・鶴見区・住之江区・住吉区・西成区</p>
その他	<p>災害などを起因とする交通機関の運転取りやめや、感染症が発生した状況等により保育所の運営ができない（十分な職員数を確保できない場合や停電している場合、また建物の被害状況などにより安全な保育に支障をきたす等）時は休園する場合があります。</p>

20. 台風等災害時について

台風等災害時において、下記の通り取り扱うものといたします。

- (1) 午前7時の時点で、大阪市に**特別警報**又は**暴風警報**（以下「警報」という。）が発表されている場合、休園となります。
- (2) 午前9時までに警報が解除された場合、園内の安全確認を行い、警報解除2時間後より園児の受け入れを行います。
- (3) 午前10時までに警報が解除された場合、園内の安全確認を行い、警報解除2時間後より園児の受け入れを行います。ただし、昼食準備ができませんのでお弁当の持参をお願いします。
- (4) 午前10時から午後0時（正午）までに解除された場合、園内の安全確認を行い、警報解除2時間後より園児の受け入れを行います。ただし、自宅で昼食を食べて登園してください。
- (5) 午後0時（正午）を過ぎても警報が継続して発表されている場合は、臨時休園とします。
- (6) 保育中(保育園開園時間内)に警報が発表された場合は、速やかにお迎えに来てください。(アプリでお知らせする場合があります。) また、台風等の災害時には災害・気象情報にご注意ください。
- (7) 保育中に特別警報が発令された場合臨時休園となりますが、保育園周辺の災害状況を確認・判断し、園で子ども達をお預かりするほうが安全な場合など、登降園管理システムの緊急連絡アプリにて状況をお知らせします。
- (8) 災害等による計画運休等により、JR環状線・大阪メトロ中央線・鶴見緑地線の全線が運休の場合、職員出勤不可能の場合、また園長が子ども達の安全が確保できないと判断した場合は臨時休園とする場合があります。

21. 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 虐待防止研修への職員の参加
- (2) 虐待防止マニュアルの作成及び運用

22. 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相 談 窓 口	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 尾崎 愛美 ・利用時間 09:00～17:30(月曜日～金曜日) ・TEL：06-6967-0212 ・FAX：06-6967-6916 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出下さい。</p>	
第 三 者 委 員	近 藤 遼	TEL：06-6761-1171 大阪市私立保育園連盟 会長

23. 利用者に対するの保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	<ul style="list-style-type: none"> ・日本スポーツ振興センター ・AIG賠償責任保険
保 険 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・施設賠償責任保険 ・行事に関する保険

24. 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0 歳 児	9 人	12	11
1 歳 児	18 人	20	20
2 歳 児	24 人	26	25
3 歳 児	30 人	29	28
4 歳 児	24 人	30	29
5 歳 児	30 人	25	29

25. 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項 目	受 審 ・ 実 施 状 況	受 審 ・ 実 施 結 果
第三者評価受審状況	無	
自己評価の実施状況	有	

26. 保健衛生

- (1) 予防接種はできるだけ入所までに受けておいて下さい。特に結核健診（BCG）は入園までに受けておいて下さい。
- (2) 感染症に罹られた場合は、治療の上、医師の意見書（園にあります。）を提出してから登園してください。
- (3) 当園で発熱された時は、37.5度になりましたら保護者に連絡します。体調により熱が低くても激しい下痢・嘔吐などの場合、二次感染を防ぐためお迎えをお願い

する場合があります。

(4) 薬を持参される場合は、必ず職員に1回分の薬と投薬書を一緒に手渡しして下さい。薬は医師より処方された薬に限ります。

27. 子ども・子育て支援法第51条第2項若しくは第4項又は第57条第2項若しくは第4項の規定により公表・公示された旨（適正運営をしていない等により大阪市長より勧告、命令等を受け、その旨を公表、公示された事実の有無）
なし

28. 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対しての宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
送迎	車での送迎はご遠慮下さい。駐車場はありません。

1. 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
主 食 費	3～5 歳児に係る主食代	月額 2,000 円
副 食 費	3～5 歳児に係る副食費 ※年収 360 万円未満相当の世帯及び全所得階層の第 3 子以降の子どもに係る副食費の徴収は免除されます。	月額 4,500 円
延 長 保 育 料	保育短時間認定(8 時間認定)の方で、8 時以前または 16 時以降の保育を希望する場合の保育料 (大阪市基準) <u>※事前の申請が必要です。</u>	月額 1 時間延長 2,900 円 2 時間延長 5,900 円 3 時間延長 6,800 円
超 過 保 育 料 ※1	各認定による保育時間を越えた場合の保育料(15 分毎)	1 回 300 円
諸 経 費	全体行事や保険等に係る費用	月額 800 円
ク ラ ス 行 事 費	遠足や音楽会などクラス毎行事に係る費用 ※クラス毎に、その年度の保育計画に合わせて行事を決めます。 ※0・1 歳児クラスでの電車またはバスの利用は基本的にはありませんが、年度により出かける場合があります。 ※バスは、年 2 回 4・5 歳児遠足、5 歳児キャンプ ※いちご・ぶどう組バス遠足の有無は、その年度により変わります	*いちご・ぶどう組 バス遠足 1,400 円程度 *幼児各クラス 電車遠足 300 円程度 *りんご・れもん組 バス遠足 2,000 円程度 芋ほり遠足 2,500 円程度 *れもん組 キャンプ費用 6,000 円程度 音楽鑑賞 500 円程度 プラネタリウム 500 円程度
講 師 料	運動遊び、音楽遊び、造形遊び ※希望されない方はお申し出ください	* 幼児クラス 月額 1,200 円程度
入 園 児 用 品 代	*れもん組 ・個人用サインペン *ぶどう組・りんご組・れもん組 ・通園バック・体操服上下・クレパス・粘土・粘土ケース・のり (補充分含む)・はさみ・お便り袋 *さくらんぼ組・みかん組・いちご組 ・お便り帳 *全クラス ・カラー帽子・氏名印 ・通用門解除 IC カード(全園児保護者)等 ※用品の内容は年度毎に代わります。 ※別紙にてお知らせいたします	*さくらんぼ組 2,950 円程度 *みかん組 4,300 円程度 *いちご組 4,300 円程度 *ぶどう組 20,300 円程度 *りんご組 20,400 円程度 *れもん組 21,150 円程度
保 護 者 会 費	保護者会の運営費(全児対象) ※保護者会独自で運営されます	月額 300 円 ※第 2 子以降は 200 円

※1 超過保育に係る利用者負担

各認定による保育時間を越えた場合は15分毎に超過保育料をいただきます。

(1) 保育標準時間認定(11時間保育)の方・・・お迎えが午後6時30分を過ぎた時

(2) 保育短時間認定(8時間保育)の方・・・登園が午前8時以前になった時またはお迎えが午後4時を過ぎた時

◎延長保育を申し込まれた方は、申請時間を越えた場合に超過保育料をいただきます。

◎当日に1日で登園とお迎え両方で越えてしまった場合は、越えた時間を合算して超過保育料を算定します。

不平等が起こらないようにするため、事前連絡の有無や理由によらず時間で判断します。御理解とご協力をお願いします。

2. 徴収方法

(1) 諸経費・主食費・副食費・講師料・キャンプ代・クラス行事費・延長保育料・超過保育料・用品代……ゆうちょ銀行より口座引き落としとなります。
詳しくは「口座振替手続きのお願い」をご参照下さい。

(2) 保護者会費

入園時または進級時に全期分、または前期・後期分を事務所（保護者会BOX設置）に納めてください。

3. その他

上記以外に徴収が必要となる場合は、事前にご連絡いたします。

令和6年3月1日発行